

薬生食輸発0527第2号
令和3年5月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(台湾産養殖鰻のレバミゾール、ミャンマー産ごまの種子のアフラトキシン並びに韓国産青とうがらしのテブフェンピラド及びヘキサコナゾール)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年5月26日付け薬生食輸発0526第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、台湾産養殖鰻のレバミゾールについてモニタリング通知の別表第2から削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、ミャンマー産ごまの種子のアフラトキシンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとした。

また、韓国産青とうがらしのテブフェンピラド及びヘキサコナゾールについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知及び対応方よろしく願います。